

学術会議が策定する「教育課程編成上の参照基準」の基本的な趣旨

1. 各分野の教育内容に関する最低限の共通性の確保

「学士課程あるいは各分野の教育における最低限の共通性があるべきではないかという課題は必ずしも重視されなかった。」（平成 20 年 12 月 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」）との問題意識を受け止めて、日本の大学の学士の学位が意味すべきものを、大学関係者のみならず、外国を含めて広く社会に向かって提示する。

2. 各分野の教育を通して培うものの同定

- ・各分野に固有の「世界の認識の仕方」並びに「世界への関与の仕方」に関する哲学に立脚して、そのことが個人において実現され得る姿を念頭に、学士課程で当該分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき「基本的な素養」を同定する。
- ・「基本的な素養」については、各大学が、当該分野の基本と今日的な動向を適切に踏まえつつ、それぞれの理念と状況に即して柔軟に教育課程の中で展開できるよう、項目数を厳選し、普遍性を備えた一定の幅のある概念として記述する。
- ・その際、分野に関する専門的な知識や理解については、中核となるものに絞って、それらが実際の市民生活や職業生活で如何なる意味を持つかという観点も踏まえて記述する。

3. 各大学の自主性・自律性の尊重と独自の教育課程編成の支援

- ・参照基準は「一つの出発点」であり、それにどのように肉付けをして具体的な教育課程を編成するかは各大学の自主的・自律的な判断に委ねる。
- ・参照基準は、各大学の教育課程の外形的な標準化を求めるものではなく、学生にとって意味あるものが身に付くよう、むしろ各大学が、それぞれの理念・状況に即した独自の教育課程編成を行うことを支援する。

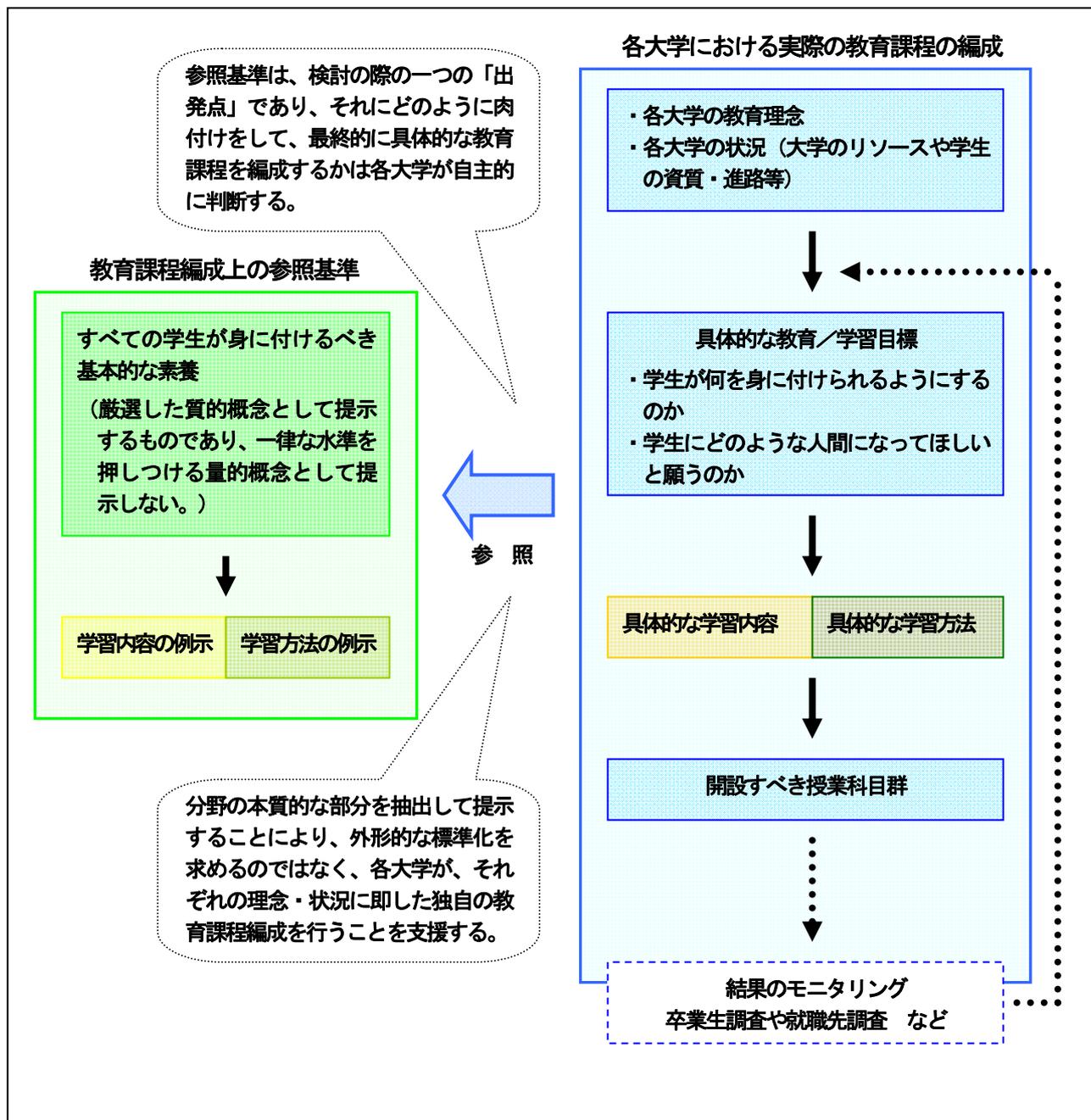
4. 学際的・複合領域的な教育課程に関する考え方

- ・既に実質的に一つの確立した分野として認知され、系統的な教育課程を編成することが十分に想定される場合を除き、多様な学際的・複合領域的な教育課程を一つ一つ分野として同定することは行わない。
- ・分野として同定しない学際的・複合領域的な教育課程においても、当該課程を構成する各分野が、それぞれ固有な知的訓練手段として機能することが重要であるとする。

5. すべての関係者の利用に供する公共的な基盤としての役割

- ・参照基準は、各大学による教育課程編成に資することを基本的な目的とする。
- ・同時にまた、学協会、大学団体、認証評価機関、国、さらには学生や企業など、すべての関係者が利用する公共的な基盤としての役割を果たすことを期待する。
- ・特に国や認証評価機関に対しては、今後学術会議が策定する参照基準の内容を、上記に述べた趣旨とともに尊重することを要請する。

「教育課程編成上の参照基準」と各大学における実際の教育課程の編成の関係



※ 重要なことは、学術会議が策定した参照基準をなぞることではなくて、各大学での教育課程編成において、上記のようなプロセスが実効的に機能していることである。